

在籍型出向等支援の取組等について

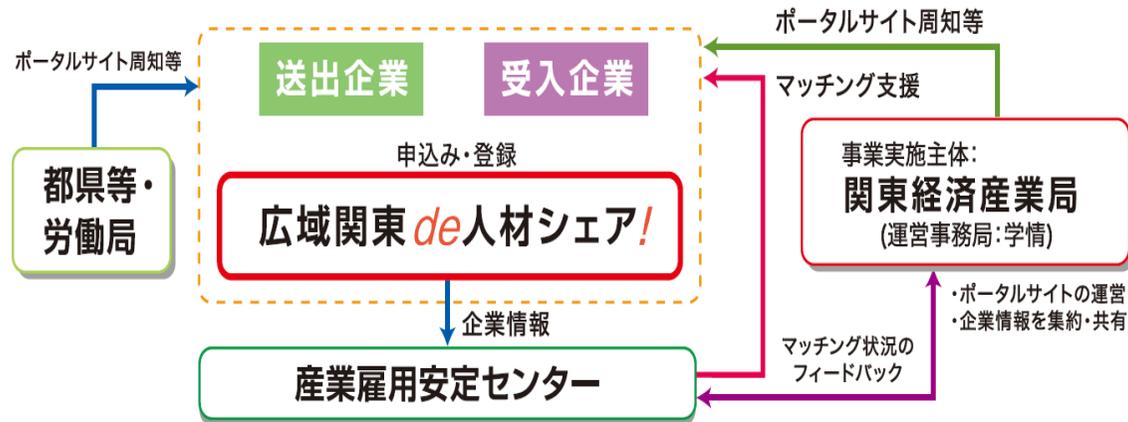
令和5年2月

経済産業省 関東経済産業局

1. 人材シェアマッチング事業（広域関東de人材シェア！）について

- 関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトにおいて、在籍型出向の周知等を実施（令和4年度のポータルサイトは、令和4年5月23日に再開）。
- これまでに、本ポータルサイトから合計32件（392名）のマッチングが成立。（令和5年1月末時点）
- 送出企業は、宿泊業、飲食店、旅行業を中心としたサービス業が半数以上を占めている一方、受入れ業種は、製造業、サービス業を中心に多岐にわたっている。

「広域関東de人材シェア！」の支援スキーム



※広域関東圏(1都10県)：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
※本支援の対象は、産業雇用安定センターが支援可能な案件に限ります。

「広域関東de人材シェア！」URL
<https://kanto-share.meti.go.jp/>

2. マッチング成立実績 ①

合計 32件 392名 (令和5年1月末時点)

	人数	送出	都県名	受入	都県名	成立年度
1	5名	製造業	栃木県	製造業	東京都	令和2年度
2	1名	製造業	—	製造業	静岡県	令和2年度
3	3名	サービス業（旅行業）	東京都	自治体（川崎市）	神奈川県	令和3年度
4	2名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県	令和3年度
5	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（川崎市）	神奈川県	令和3年度
6	32名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県	令和3年度
7	10名	サービス業（旅行業）	大阪府	自治体（埼玉県）	埼玉県	令和3年度
8	10名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
9	8名	サービス業	大阪府	製造業	東京都	令和3年度
10	24名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
11	11名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
12	2名	サービス業	東京都	運輸業	東京都	令和3年度
13	2名	サービス業	東京都	情報通信業	東京都	令和3年度
14	1名	サービス業	東京都	製造業	福岡県	令和3年度
15	2名	宿泊業・飲食サービス業	埼玉県	学術研究、専門・技術サービス業	埼玉県	令和3年度
16	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度

2. マッチング成立実績 ②

	人数	送出	都県名	受入	都県名	成立年度
17	20名	製造業	東京都	小売業	神奈川県	令和3年度
18	20名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県	令和3年度
19	30名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
20	6名	サービス業	大阪府	サービス業	東京都	令和3年度
21	8名	サービス業	大阪府	小売業	神奈川県	令和3年度
22	1名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	製造業	東京都	令和3年度
23	1名	製造業	栃木県	製造業	東京都	令和3年度
24	99名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
25	34名	宿泊業・飲食サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
26	1名	物品賃貸業	神奈川県	サービス業	東京都	令和3年度
27	1名	物品賃貸業	神奈川県	物品賃貸業	神奈川県	令和3年度
28	1名	小売業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
29	43名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
30	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
31	1名	サービス業	東京都	サービス業	東京都	令和3年度
32	1名	情報通信業	東京都	サービス業	東京都	令和4年度

【参考】マッチング企業からのコメント

■ 送出企業側のコメント

① 宿泊業 → サービス業

- ・従業員の出向にあたり、産業雇用安定助成金を活用できたのは良かった。
- ・特に、就業地がほぼ変わらない近隣の企業へ出向できたので、従業員の負担が少なかった。

② 旅行業 → サービス業

- ・小規模の旅行会社であるが、産業雇用安定センターの仲介で出向先が決まり感謝。
- ・産業雇用安定センターには継続して支援いただけるので有難い。

■ 受入企業側のコメント

① サービス業 ← 宿泊業

- ・出向者全員が業務に慣れ、大変活躍されており助かっている。
- ・仕事が忙しい時期に在籍型出向を活用して人員が確保できたことに感謝。

② 製造業 ← 宿泊業

- ・初めての外部からの出向受入で不安もあったが、それを払拭するような良質な人材であった。
- ・追加での出向受入も検討中。

③ サービス業 ← サービス業

- ・産業雇用安定センターの紹介で、多くの人材を出向で初めて受入れたが、出向者の質が良いことに驚いている。出向元企業が出向についての説明会を開催するなど丁寧な意識付けを行っていることと、両社の人事部門同士のコミュニケーションが良く取れていることが理由かと思われる。送出元企業は社員を大事にしていると感じる。
- ・受入側としては、人材不足をカバーでき感謝。既存の社員にも良い刺激になっている。

【参考】人材確保等への投資促進を図る税制措置（賃上げ促進税制）

- 中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度。

制度の概要

適用期間：R4.4.1～R6.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象
個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年が対象

適用要件

税額控除

【通常要件】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて
1.5%以上増加



控除対象雇用者給与等支給
増加額の15%を法人税額又
は所得税額から控除

【上乗せ要件①】

雇用者給与等支給額が前年度と比べて
2.5%以上増加



税額控除率を15%上乗せ

【上乗せ要件②】

教育訓練費の額が前年度と比べて10%
以上増加



税額控除率を10%上乗せ

※控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります
※税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります

【出所】中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ハンドブック
（中小企業庁）
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf>

【各種お問い合わせ先】

●「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトについて

【人材シェアマッチング事業運営事務局】

株式会社学情

電話番号：03-3593-1512

E-mail：bzl-kanto-syajin@meti.go.jp

●本事業全般について

関東経済産業局 地域経済部 社会・人材政策課

担当：佐藤、都築、窪木

電話番号：048-600-0274

E-mail：bzl-kanto-syajin@meti.go.jp

●賃上げ促進税制について（中小企業向け）

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号：03-6281-9821

受付時間：平日（祝日除く）9:30～12:00、13:00～17:00